

教務課長	養護教諭	学年主任	HR 担任

## 感染症による出席停止の届

令和 年 月 日

愛媛県立松山南高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

印

学校保健安全法第 19 条の規定に該当する出席停止になる感染症（裏面参照）に罹患したため、欠席しましたので届け出します。

【診断名】

### 1 期間

令和 年 月 日 曜日 から

令和 年 月 日 曜日 まで 日間

### 2 受診病院名

---

\* 提出の際には、受診が確認できる書類（検査結果、領収書等）のコピーを添付してください。

## 学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

### <第1種>

感染症名	出席停止期間
エボラ出血熱	発症から、治癒するまで
クリミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルク病	発症から、治癒するまで
ラッサ熱	
急性灰白髄炎(ポリオ)	ジフテリア
重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ	

### <第2種>

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症から5日を経過し、かつ解熱した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
<b>新型コロナウイルス感染症</b> (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	<b>発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで</b>
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

(※発症日は0日目となり、発症日の翌日を1日目とカウントします。)

### <第3種>

感染症名	出席停止期間
コレラ	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎	※1 その他の感染症

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなします。

※1その他の感染症とは 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。